

会 議 録			
会議の名称	令和８年８月５日開催政策会議		
開催日時	令和８年８月５日（水曜日）午前９時３０分から 午後４時４０分まで		
出席者	区長、中村副区長、清水副区長、教育長、世田谷総合支所長、北沢総合支所長、玉川総合支所長、砧総合支所長、烏山総合支所長、政策経営部長、総務部長、区長室長、生活文化政策部長、環境政策部長、保健福祉政策部長、都市整備政策部長、教育政策・生涯学習部長		
審議概要	1	上祖師谷まちづくりセンター移転に伴う基本設計（案）について	烏山総合支所 保健福祉政策部 高齢福祉部
		【意見等】 ・上祖師谷まちづくりセンター移転に伴う基本設計案について説明があり、令和10年度中の施設開設を目指して整備を進める旨の報告があった。 ・公園と一体となった施設整備について、テラスや通路部分はできるだけシームレスな動線を確保し、地域住民が利用しやすい空間とすべきとの意見があった。 ・これに対し、公園との連続性を重視し、段差処理等に配慮しながら、可能な限りシームレスな整備を進める旨の回答があった。 ・北側公園について、施設整備に合わせて公園環境の改善やリニューアルも検討すべきとの意見があり、検討を進めている旨の回答があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	2	終活情報登録事業の実施について	保健福祉政策部
		【意見等】 ・単身世帯や身寄りのない高齢者の増加を背景に、判断能力が低下した際や死亡時に本人の意思を円滑に関係機関等へ伝える仕組みの必要性が高まっていることから、終活情報登録事業を実施する旨の説明があった。 ・これに対し、登録情報の管理方法や更新方法、登録時の支援体制及び相続トラブルへの対応について質問があった。 ・これに対し、所管部からは、登録情報は原本保管と台帳管理を組み合わせることで運用すること、申出に基づく随時の情報更新のほか登録者全員への定期情報更新の案内を原則として年１回行うこと、登録時には職員が記入支援を行うことなどの説明があった。また、情報開示や相続トラブルについては、法的整理を踏まえながら適切に運用していく考えが示された。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	3	世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針改定（素案）について	防災街づくり担当部
		【意見等】 ・平成２８年１０月に「世田谷区がけ・擁壁等防災対策方針」を策定したが、昨今の気象状況の激甚化や盛土規制法施行による規制強化など、策定当時と比べ、社会状況や環境は変化しており、引き続き区民の生命と財産を守るためにも、現在の社会情勢や区民ニーズに即した安全対策を検討する必要がある。そのため、方針策定から１０年を迎えることも踏まえ、庁内での検討や学識経験者からの意見聴取等を行い、改定の素案をとりまとめたことから、決定する旨説明があった。 ・施工スペースが十分に取れないため、工事ができない所有者が多いのではないかと指摘があった。それに対して、改定（素案）では補助金の対象に補強を追加することで、狭い施工スペースでも工事が可能であり、再構築が難しい擁壁の所有者にも支援の窓口を広げると回答があった。 ・がけ・擁壁がある敷地の所有者等へのアンケート調査の回収率が低いことから、がけ・擁壁の所有者等には直接アプローチするようなことも必要であると指摘があり、所管課としてもそのような検討はしているとの説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	4	第１２次世田谷区交通安全計画（素案）について	土木部
		【意見等】 ・昭和４６年以降１１次に渡り策定をしてきた「世田谷区交通安全計画」について、世田谷区交通安全協議会委員への意見聴取を経て、「第１２次世田谷区交通安全計画」（素案）を取りまとめたので決定する旨説明があった。 ・自転車や小型モビリティを利用する方のヘルメット着用率を高める必要性について議論がされた。本計画においてもヘルメット着用の推進は記載しているため、具体的な方法について検討をしていくと説明があった。 ・電動キックボードなど新たなモビリティが浸透してきていることから、区民への安全意識の啓発が必要であるとの意見があった。 ・新たなモビリティについては、どのような危険性があるのかを、利用者だけでなく歩行者目線や車の運転手目線での意見も聞きつつ、対応を考えていく旨説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	5	世田谷区立図書館の指定管理者候補者の選定結果について	教育委員会事務局
		【意見等】 ・区立図書館の指定管理者候補者の選定結果について説明があり、各館において地域特性や既存の運営実績を踏まえた特色ある提案がなされていることが報告された。 ・これに対し、図書館については単なる図書の貸出施設にとどまらず、区民の学びや課題解決、地域交流を支える拠点としての役割を一層充実させるとともに、各指定管理者が有するノウハウや地域とのつながりを活かしたサービス向上を図るべきとの意見があった。 ・また、地域連携の取組みや書店との連携など新たな視点による事業展開を進め、図書館の魅力向上と利用促進につなげるべきとの意見があった。 ・所管部からは、地域資源や地域特性を重視した提案を評価しており、今後も事業者と連携しながら、地域とのつながりの強化と図書館サービスのさらなる充実に取り組んでいく旨の説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	

審議概要	6	大蔵運動公園・大蔵第二運動公園の再整備に係るビジョン(素案)について	スポーツ推進部 みどり 3 3 推進担当部
		【意見等】 ・令和13年に築65年を迎える総合運動場体育館の更新をはじめとした、大蔵運動公園及び大蔵第二運動公園の再整備に係るビジョン素案について説明があり、総合運動場体育館は、リノベーション等による機能充実を図り、中長期保全改修等を行いながら引き続き使用していく方針が示された。 ・再整備ビジョンの策定にあたっては、幅広い利用者の意見を把握し反映すべきとの意見があり、区民ワークショップや関係団体へのヒアリングを実施するとともに、子どもの意見を把握する機会についても設け、再整備ビジョンの具体化に活かしていく旨の回答があった。 ・さらに、大蔵運動公園と大蔵第二運動公園の一体的な管理や運営のあり方、長期的な施設更新・機能集約の方向性についても引き続き検討を進めるべきとの意見があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	7	「区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方」一部改訂（考え方）について	教育委員会事務局
		【意見等】 ・「区立学校のプール施設整備と水泳授業等のあり方」の一部改訂（考え方）について説明があり、共同利用校への集約や拠点校への簡易温水プール整備等の方向性が示された。 ・これに対し、猛暑によるプール利用への影響や共同利用によるコスト削減効果、費用対効果について、客観的なデータを示しながら丁寧に説明すべきとの意見があった。 ・所管部からは、プール利用中止実績や整備・運営コスト等のデータを整理し、今後、費用対効果を検証したうえで素案に反映していく旨の説明があった。 ・また、保護者や区民の理解促進に向け、民間プール活用による泳力向上、能力別指導、安全性向上など、水泳授業の教育的効果を分かりやすく示すべきとの意見があった。 ・さらに、要配慮児童への対応や安全管理、民間事業者の撤退リスクへの備え、今後の整備スケジュールや施設配置の考え方について十分な検証を行い、計画を進めるべきとの意見があり、所管部からはアンケート結果や関係者との協議を踏まえながら、引き続き検討を進めていく旨の説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	8	(仮称) 世田谷区いじめ防止等対策推進条例（素案）について	教育委員会事務局 子ども・若者部
		【意見等】 ・いじめ防止等の対策を総合的且つ効果的に推進することを目的として、(仮称) 世田谷区いじめ防止等対策推進条例を素案としてとりまとめたので報告する旨の説明があった。 ・これに対し、条例の特色や目指す方向性がより伝わるよう、前文や条例名について引き続き検討すべきとの意見があった。また、子どもたちの対話による問題解決、関係修復の考え方を前文等でより明確に示すべき、いじめを学校だけではなく社会全体の課題として捉える視点も必要ではないかとの意見があった。 ・世田谷区子どもの権利条例との関係性や、子どもの最善の利益を重視する考え方について、条例の中で明確に位置付けるべきとの意見があった。 ・これに対し、前文及び条例名について改めて検討するとともに、子どもの視点や子どもの権利条例との関係性を踏まえた内容となるよう整理していく旨の説明があった。 【審議結果】 出された意見を基に付議事案は再調整とする。	
審議概要	9	「世田谷区自殺対策計画」（素案）について	世田谷保健所
		【意見等】 ・現行の世田谷区自殺対策基本方針が令和9年3月に終期を迎えることから、アンケート調査結果や世田谷区自殺対策協議会での意見、国の自殺総合対策大綱及び改正自殺対策基本法の趣旨を踏まえ、「世田谷区自殺対策計画（素案）」を取りまとめ、策定する旨の説明があった。 ・これに対し、SNSやインターネットを活用した取組みを行っているのかとの質問があった。 ・このことについて、所管より、現在は電話相談や対面相談を中心に取り組んでいるところであるが、今後は、子どもや若者にとってより身近で敷居の低い相談となるよう、SNSを活用した相談についても検討していきたい旨の説明があった。また、教育委員会とも連携しながら、ネットリテラシー教育にも取り組んでいきたいとの説明があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	10	旅館業法、住宅宿泊事業法に関する条例等の改正素案について	世田谷保健所
		【意見等】 ・旅館業許可施設及び住宅宿泊事業届出住宅の増加に伴い、周辺住民からの相談・苦情が増加していることを踏まえ、「世田谷区旅館業法施行条例」及び「世田谷区住宅宿泊事業の適正な運営に関する条例」の改正素案を取りまとめた旨の説明があった。 ・これに対し、住宅宿泊事業法に係る規制項目が旅館業法に比べて少ないように見受けられるとの意見があった。 ・このことについて、所管より、住宅宿泊事業法は旅館業法より後に制定された法律であり、今回の条例改正で規定する旅館業法に係る項目の多くは住宅宿泊事業法で既に法定されていることから、旅館業法に係る規制項目の方が多く見える旨の説明があった。 ・また、今回の改正は、旅館業法でこれまで十分に対応できていなかった部分を見直すとともに、住宅宿泊事業法についても、適正な事業者には過度な負担を課さず、問題のある事業者には適切な対応を求める内容となっているとの意見があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
審議概要	11	世田谷区立スカイキャロット展望ロビーに関する基本コンセプト（案）について	世田谷総合支所 政策経営部
		【意見等】 ・世田谷区立スカイキャロット展望ロビーについて、施設の利用状況や課題、サウンディング型市場調査の結果を踏まえ、施設リニューアルに向けた基本コンセプト案を策定した旨の説明があった。 ・当該施設には、世田谷地域において100人規模の会合等を開催できる貴重なスペースとしての役割もあることから、その機能を踏まえ、多目的な活用を図るべきとの意見があった。 ・今後実施する区民アンケートや意見募集については、区民の声を丁寧に把握しながら事業を進めるべきとの意見があった。 【審議結果】 付議事案を了承とする。	
備考			
所管課 (会議録作成所管)		政策経営部 政策企画課	